# 「添加物に関する食品健康影響評価指針(案)」に関する審議結果(案)についての 意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年6月30日~令和3年7月29日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 2 通
- 4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

## 意見・情報※

#### 食品安全委員会の回答

- 1 |・添加物の複合影響については「現段階で |・複数の化合物へのばく露については、現 は、・・・国際的にも評価手法として確立した 段階では、FAO/WHO 合同残留農薬専門 ものはなく、検討段階にあるが、個々の添加 家会議(JMPR) や FAO/WHO 合同食品 物の評価を十分に行うことで、添加物の複合 添加物専門家会議(JECFA)において、 摂取による影響についても実質的な安全性を 複数の化合物へのばく露に対するリスク評 十分確保することが可能と考えられる。な 価手法について検討することとされている お、評価対象添加物を含む添加物の複数摂取してとから、引き続き、最新の情報収集に努 に関する知見がある場合には、その時点の最 めてまいります。 新の科学的知見に基づいて評価を行う。」とし なお、本指針については、国際的な評価基 ていますが、国際的な手法の確立を待つので|準の動向、国内外の科学的知見等を勘案 はなく、日本が率先して手法を確立してくだし、必要があると認めるときは、見直しを さい。
  - ます。添加物のみならず多種多様な残留農薬 | 差異を考慮し、100 を基本としています 等も認められていることからすると、安全係|が、これは不変のものではなく、毒性の特 数は 1,000 を原則とすべきです。
  - ・遺伝毒性判定で「あり」とされる基準は極一・食品安全委員会は、国民の健康の保護が めて業界寄り(遺伝毒性ありとはほとんど判し最も重要であるという基本的認識の下、規 定されないため、禁止される添加物は皆無に制や指導等のリスク管理を行う関係行政機 等しい)です。国民の健康第一に、基準を再 関から独立して、科学的知見に基づき客観 考すべき。
  - 検討用の資料は申請者が出す原則が継続さⅠ・食品健康影響評価は、申請者の提出した れるようだが、申請者に有利な情報に偏った|資料をもとに行いますが、これまでの科学 り、試験などは、好都合な結果のみを選別し て資料化することも避けられません。よっ一の内容についての問題点、疑問点について

- 行うこととしています。
- ・安全係数については、原則 100 では緩すぎ ・安全係数については、種間及び個体間の 性、試験成績等を踏まえて設定することに なっています。添加物専門調査会において も、追加の安全係数を採用した事例があり ます。
  - 的かつ中立公正に食品に含まれる可能性の ある危害要因が人の健康に与える影響につ いて食品健康影響評価を行っています。
- |的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料 て。審査資料は原則第三者によるものに限定|は説明や再提出を求めるとともに、調査会

すべき。

・ 反復毒性試験は最低 90 日を原則としながら 28日でも認めるというのは、おかしい。原 毒性試験(亜慢性毒性試験)及び慢性毒性 則はきちんと守るべきで、拙速な試験は認め るべきでない。

の審議において、資料の内容が不足してい ると判断された場合は、追加試験等のデー タを含め必要な追加資料の提出を求めてい ます。

・反復投与毒性試験は、原則として亜急性 試験を実施することとしているため、28 日間の試験結果のみならず、慢性毒性試験 (原則 12 か月以上)の試験結果が提出さ れます。亜急性毒性試験(亜慢性毒性試 験) については、投与期間は原則として 90 日間とし、90 日間の試験結果がない場 合には、28 日間の試験結果、その他の試 験結果等に基づき、評価に必要な資料とし て十分であるか総合的に検討することとし ました。

また、必要な資料について不足があると 判断された場合、要請者に追加資料を要求 することとしています。

ぎる。最低でも3年、できれば5年以上の期|原則として、国際的に認められた経済協力 間とすべき。

・発がん試験は3年未満になっており、短す → 安全性に係る知見の各試験については、 開発機構(OECD)等のテストガイドライ ンに準拠するものとしています。本指針に 記載の投与期間は、OECD テストガイド ラインとも整合しています。発がん性試験 における投与期間は、用いる動物の寿命の 大部分に相当します。

3世代にわたる影響評価が義務付けられて ・安全性に係る知見の各試験については、 いないが、義務付けるべき。

原則として、国際的に認められた経済協力 開発機構(OECD)等のテストガイドライ ンに準拠するものとしています。なお、本 指針に例示している二世代生殖毒性試験と は、親(F0)世代、F1 世代及び F2 世代 までの三世代の影響を評価する試験です。

を対象とするものには、一切の添加物を認めたものです。添加物の指定に係る御意見に るべきではない。仮に認めるとしても、測定 ついては、リスク管理機関である厚生労働 できないレベル(0.01 p p m)を上限とすべ|省にお伝えします。

・母乳代替食品については、生後4か月まで |・本指針は、添加物の評価の考え方を示し

### 2 1. 改定内容について

今回の評価指針の改定は、(1)平成8年厚生省 ガイドラインの引用がなくなり文書が一本化 された点、(2)改定前の指針では殺菌料と抽出 溶媒のみが対象であった「加工助剤の食品健 康影響評価」が、全ての加工助剤が対象とさ れ、全面的に毒性学的懸念の閾値(TTC)の 考え方が導入された点、(3)JECFA 等の動向に 合わせて、乳児用食品に使用する添加物の考 え方が整理された点について、時宜に叶った 適切なものと考えます。

#### 2. 再評価について

指針では「食品健康影響評価の見直し」となりかないよう、他の評価指針の記載も参考に っています。新たな指針では、「食品安全委員」して、見出しを改めましたが、食品安全委 会設立前に指定された指定添加物」や「既存|員会設立前に指定された指定添加物や既存 添加物」について、安全性を疑われる重要な「添加物についても、安全性を疑われる重要 データが得られた場合の再評価の考え方はど なデータ等の最新の科学的知見等を勘案し のようになるのでしょうか。

また、現状、行政は添加物の安全性について は、適宜、評価の見直しを行うこととして 「食品安全委員会がリスク評価を行って ADI いる現在の指針の趣旨を変更するものでは を設定し、厚生労働省が ADI を超えないよう|ありません。そのため、別紙のとおり修正 に使用基準を設定する」と説明していますしました。 が、食品安全委員会設立前に使用が認められ た添加物については、過去に実施された安全物等の安全性に係る情報へのアクセスにつ 性評価の根拠や結論に国民がアクセスできな|いては、関係省庁にお伝えするとともに、 い状況になっていると考えます。

仮に再評価が困難であっても、添加物の安全 性に対する国民の信頼を醸成していくため に、こうした添加物について、食品安全委員 会がファクトシートの作成等を通じて、何ら かの安全性情報を提供していくべきではない でしょうか。

・御意見ありがとうございました。

- ・改正前の本指針の「再評価」は、法令の 改定前の指針にあった「再評価」が、新たな 規定に基づくものではないため、誤解を招 て、各種判断を見直す必要が生じた場合
  - 食品安全委員会設立前に指定された添加 共同して検討してまいります。

<sup>※</sup> 頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。

# 「添加物に関する食品健康影響評価指針」の変更点

※修正箇所の欄は、意見・情報の募集時の公開資料におけるページ数等(下線部修正)

修正箇所	第833回食品安全委員会資料	意見・情報の募集時の資料
	(変更後)	(変更前)
12ページ13行目	第7 食品健康影響評価の見直し	第7 食品健康影響評価の見直し
	添加物について、安全性を疑われ	食品健康影響評価を行った後に、
	る重要なデータが新たに得られた場	最新の科学的知見や国際的な評価基
	合や最新の科学的知見や国際的な評	準の動向等を勘案して、各種判断を
	価基準の動向等を勘案して、各種判	見直す必要が生じた場合は、適宜、
	断を見直す必要が生じた場合は、適	食品健康影響評価 <u>の</u> 見直しを行う。
	宜、食品健康影響評価 <u>を行い、又は</u>	
	<u>その</u> 見直しを行う。	